

社会福祉法人育泉会理事、監事及び評議員の報酬に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人育泉会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。